

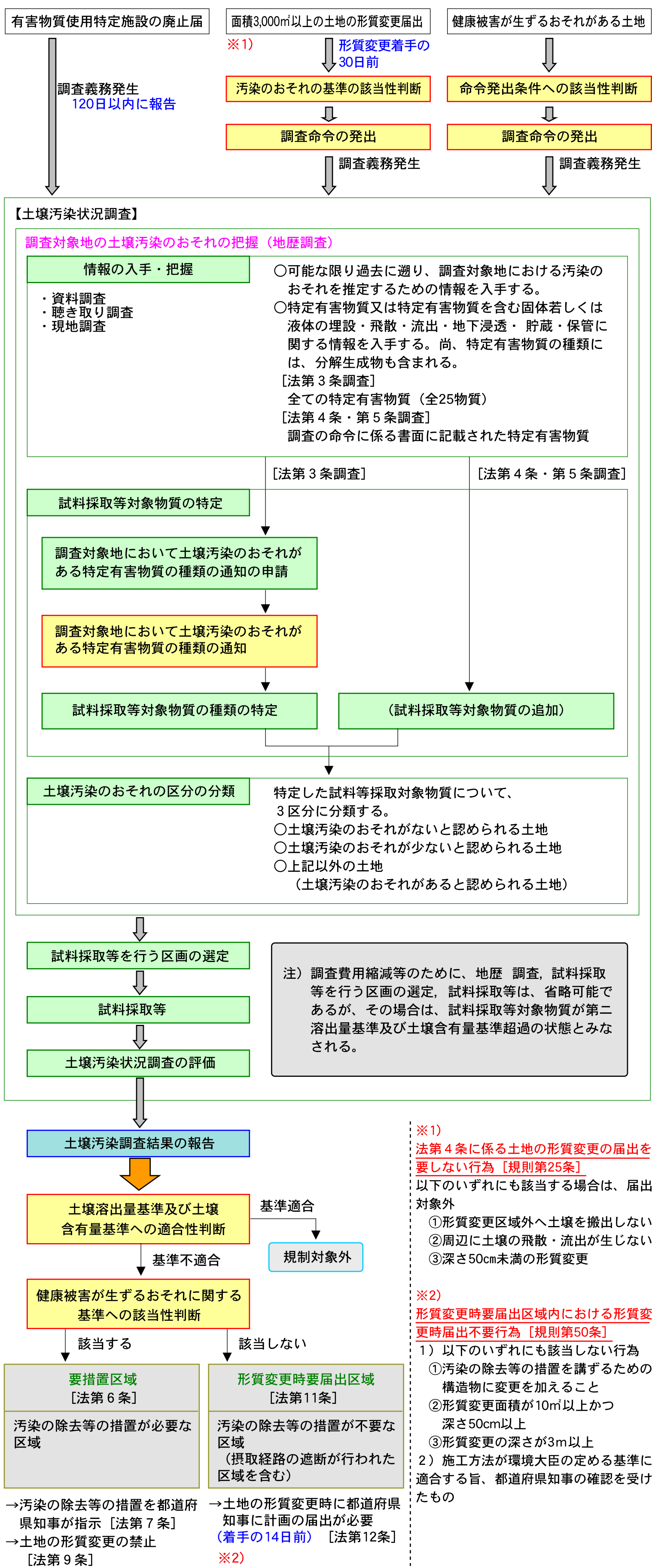
— 土壌汚染状況調査及び要措置区域等の指定の流れ —

  都道府県知事の手続き
   土地所有者等の手続き
   調査実施者の手続き

【法第3条調査】

【法第4条調査】

【法第5条調査】



※1) 法第4条に係る土地の形質変更の届出を要しない行為 [規則第25条]  
 以下のいずれにも該当する場合は、届出対象外  
 ①形質変更区域外へ土壌を搬出しない  
 ②周辺に土壌の飛散・流出が生じない  
 ③深さ50cm未満の形質変更

※2) 形質変更時要届出区域内における形質変更時届出不要行為 [規則第50条]  
 1) 以下のいずれにも該当しない行為  
 ①汚染の除去等の措置を講ずるための構造物に変更を加えること  
 ②形質変更面積が10㎡以上かつ深さ50cm以上  
 ③形質変更の深さが3m以上  
 2) 施工方法が環境大臣の定める基準に適合する旨、都道府県知事の確認を受けたもの

→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示 [法第7条]  
 →土地の形質変更の禁止 [法第9条]

→土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要 (着手の14日前) [法第12条]